平成２１年（フ）第７３６号
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地市営市川８―13
債務者　笹間　伸介
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４４号
岡山市北区駅元町29番２号　メゾン駅元町305Ｆ、申立時の住所岡山市北区駅元町30番10号　ＭＫビル１Ｆ
債務者　松岡たけしこと　辛　　鐘福
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９６号
広島県安芸郡府中町本町３丁目８番38―101号
債務者　神永　尚契
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００２号
広島市中区江波南２丁目23番13―413号
債務者　前田　義宏
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８１号
広島市中区舟入南５丁目２番27号香月ビル301号、住民票上の住所広島市中区江波西１丁目５番15号
債務者　石崎　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０２号
広島市安佐南区沼田町大字伴3730番地の１
債務者　久保　　守
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０８号
広島市佐伯区河内南２丁目39番３号
債務者　高柳めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０９号
広島市佐伯区五日市中央３丁目15番５―202号
債務者　徳永　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６号
山口県下関市本町３丁目10番７号
債務者　藤村日出男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目５番10号
債務者　上野ツユ子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番11―605号
債務者　髙木　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５５号
鹿児島県いちき串木野市下名6612番地11
債務者　馬場　智裕
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
北海道小樽市桜１丁目27番50号、前住所北海道小樽市桜５丁目１番432号　桜団地４号棟
債務者　菅原　敏昭
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４４号
北海道小樽市祝津１丁目３番216号
債務者　西村絵梨子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４７号
北海道小樽市新光１丁目29番12号
債務者　鈴木　常保
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４８号
北海道小樽市新光１丁目29番12号
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２５９号
北海道小樽市桜２丁目９番106号　リーセント桜
債務者　山田　詔子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２６２号
北海道余市郡仁木町銀山２丁目402番地
債務者　中田留理子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部